

添付書類はもう必要ありません！
(一部を除く)

平成29年11月13日より、 マイナンバー制度を利用した申請制度がスタートします！

平成29年11月13日より、マイナンバーを利用した各市区町村での情報連携が始まります。それにより、今まで添付書類で得ていた情報を、情報連携により得ることが出来るため、**書類を添付していただく必要がなくなります！**（一部書類を除きます。）

情報連携とは・・・専用の回線を使用した、各市区町村間でのマイナンバーを利用して行う情報のやりとり

どんな申請が対象なの？

○子育てに関する手続きをするとき（福祉課、健康課）

保育園、認定こども園入園申請・児童手当申請・児童扶養手当申請
各種予防接種に関する申請・妊娠の届出 など



子育て関係については、マイナポータルによりさらに便利になります！
詳しくは各担当課及び総務省ホームページをご確認ください。

○医療保険に関する手続きをするとき（健康課）

国民健康保険の加入、脱退・高額療養費などの各種支給申請・被保険者証再交付申請
後期高齢者医療制度等各種支給申請・介護保険の介護認定申請 など

○障害者（児）に関する手続きをするとき（福祉課）

特別児童扶養手当などの各種手当申請・自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院） など

○町営住宅に関する手続きをするとき（建設課）

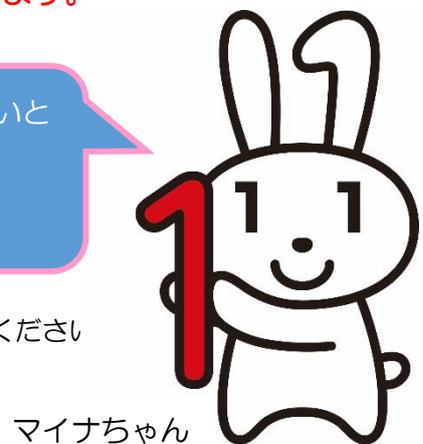
町営住宅入居申請 など

※添付書類は申請によって、また人やご家庭によっても違います。
まずは各担当課へご相談・ご確認ください。

マイナポータルはマイナンバーカードがないと
利用できないよ！
まずはマイナンバーカードを作ろうね！



※カードの作成については住民課へお問い合わせください



マイナちゃん